

2020年度

定 時 総 会 資 料

一般社団法人 自動車公正取引協議会



## 【 審 議 事 項 】

第1号議案	2019年度事業報告書（案）審議の件	2
第2号議案	2019年度決算書（案）審議の件	16
第3号議案	任期満了に伴う理事、監事選任（案）審議の件	28
第4号議案	会費規程の変更（案）審議の件	30

## 【 報 告 事 項 】

1.	2020年度事業計画書の件	33
2.	2020年度普通会員会費額の件	43
3.	2020年度予算書の件	44

## 【第1号議案】

# 2019年度事業報告書（案）審議の件

## 《四輪車関係》

### 1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

#### 1) 規約遵守状況調査の実施

##### ①各地区及び公取協事務局による店頭表示に関する規約遵守状況調査の実施

- ◇公取協事務取扱所（全国の自販連支部、軽自動車協会、整備振興会、中販連支所）及び公取協事務局（新車7地区、中古車15地区）による規約遵守状況調査を実施
- ◇調査結果については報告書を作成、公取協事務取扱所を通じた全般的指導を実施

##### ②公取協事務局による広告表示に関する規約遵守状況調査の実施

- ◇全国で配布された新聞・チラシ広告（新車1,109枚、中古車1,188枚）を対象に公取協事務局による規約遵守状況調査を実施（規約遵守率は新車77.7%、中古車23.9%）
- ◇不当表示に該当するおそれのあるもの（新車2件、中古車1件）については、公取協事務取扱所を通じて改善を指導（厳重注意）、その他表示もれ等についても、改善を要請

#### 2) 広告表示の適正化のための普及活動の実施

##### ①広告表示等に関する事前相談への積極的な対応及び情報提供の実施

- ◇広告表示、景品提供等に関する事前相談に積極的に対応（2020年3月までの受付件数は1,557件）
- ◇主な相談事例や問題点等について、ホームページや「AFTC INFORMATION」等により、会員に対するリアルタイムな情報提供を実施

##### ②広告関係団体や広告関係事業者等との連携による適正化の促進

- ◇JAROや広告関係事業者との情報共有等を通じ、連携を強化
- ◇中古車情報誌賛助会員をメンバーとする中古車広告表示研究会を4月に開催、表示適正化のための課題について意見交換や適正化のための協力要請を実施

#### 3) 関係団体との連携による規約普及活動の推進

- ◇公取協事務取扱所の規約担当者（事務局職員）を対象とした研修会を11月18日に東京で開催
- ◇地区主催の研修会への講師派遣等、地区における規約普及活動に積極的に協力

## 2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動の実施

### 1) 表示管理体制整備のための研修会の開催

#### ①ブロック・地区単位の規約等研修会の開催

◇会員事業者（メーカー、インポーター、ディーラー、中古車専門店）及び広告関係事業者を対象とした、規約や広告宣伝に関する研修会（基礎研修及びレベルアップ研修）を、2ブロック及び52地区で開催、約2,000名が参加

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、2020年3月以降開催予定のブロック・地区単位の研修会は延期

#### ②事業者単位の規約等に関する研修会の開催

◇会員事業者の要望に基づき、担当部門やスキル等に応じた規約や景品表示法に関する研修会を12社（メーカー、ディーラー、専門店）において開催（参加約600名）

### 2) 広告関係事業者を対象とした規約等に関する研修会の開催

◇会員事業者の表示管理体制整備の一環として、ブロック・地区で開催する研修会に広告関係事業者の参加を呼び掛けるとともに、広告関係事業者を対象とした事業者・地区単位の研修会（広告関係賛助会員2社、中古車情報誌賛助会員3社、その他4社）を開催

◇会員事業者が安心して広告作成を依頼できる目安として、「基礎研修」及び「レベルアップ」研修受講者に対し、それぞれ受講証を発行

### 3) 表示管理体制に関するセルフチェックの実施

◇表示管理体制に関するセルフチェックを導入、関係団体を通じ、会員事業者におけるセルフチェックを実施（ディーラー1,007社で実施、13.4%で不十分な点が見られた）

### 4) 表示等管理体制整備のための表示管理責任者設置に向けた検討と実施

◇会員事業者において、社内における表示等のチェックや規約に基づく適正な表示の周知、規約等の研修会の受講促進等、社内における表示等の管理体制において中心的な役割を担う「表示管理者」の選任について、次年度の実施に向け、公取協事務取扱所と調整

## 3. 不当表示の未然防止及び厳正な対処

### 1) 走行距離及び修復歴等の不当表示未然防止活動の実施

#### ①改ざん歴車、修復歴車等の不当表示に対する監視の強化

◇オークションで落札された「改ざん歴車」や「修復歴車」の販売時の表示実態調査を実施（現在調査中）、不当表示については厳正に対処

◇昨年度の調査結果に基づき、修復歴に関する不当表示を行った 4 社に対し嚴重警告の措置、うち 3 社に対して違約金の措置

## ②不当表示未然防止活動の実施

◇中販連関係ブロック会議において、走行距離や修復歴、販売方法に応じた保証と整備の表示等の不当表示未然防止について、会員への周知を要請、地区主催の研修会等においても周知活動を実施

## ③中古車における「支払総額」表示の義務付けの検討

◇不当な価格表示及び消費者トラブル未然防止の観点から、中古車の販売価格として「支払総額」表示を義務付けることについて検討

## 2) 会員及び非会員の不当表示に対する厳正な対処

◇会員が行った不当表示に対しては当協議会より指導、非会員が行った不当表示 3 件について、都道府県に措置を要請する等、効果的な指導を実施

## 4. 運転支援機能等の適正な表示の促進及び技術の進展を踏まえた表示のあり方の検討

### 1) 規約運用の考え方に基づく周知活動及び実態把握の実施

◇規約等の研修会等を通じ、規約運用の考え方や表示の留意点について普及活動を実施

◇テレビCMや広告等における表示内容について、誤解を招くものがないか確認を実施、問題等がみられた場合は改善指導を実施

◇運転支援機能等に関する販売時の表示（説明）の実態や消費者の理解度の実態に関するアンケート調査を実施、調査結果を報告書としてとりまとめた

<実施した調査>

- ・ディーラーにおける表示実態（納車時、商談時の説明対応等）の把握のため、Webアンケート（8月28日～10月18日）を実施、ディーラーの新車部門責任者、担当者等446名が回答、また、ディーラーの営業担当者や責任者との懇談会を12月19日に東京、1月16日に大阪で開催
- ・消費者の理解度や購入時の状況等の把握のため、調査会社に委託し、一般消費者600名を対象としたWebアンケート（9月2日～9月6日）を実施、また、グループインタビュー（9月24日）を男女各1グループ（6名ずつ）で実施

<調査結果の主なポイント>

- ・運転支援機能に関して、「あらゆる状況で作動するため、運転者は操作する必要がないもの」等、機能を過大評価（過信）している消費者が少なからず見られる
- ・自動運転化技術にはレベル（0～5）があることを認知している消費者は少ない

## 2) 自動運転化技術の進展等を踏まえた表示のあり方の検討

- ◇上記の調査結果等を踏まえ、自動運転機能（レベル3、4）に関する呼称及び統一使用の義務付けについて検討、引き続き関係機関とも調整しながら検討
- ◇注意喚起表示の内容及び表示方法について、案を作成、関係機関と調整

## 3) 中古車販売時における表示や情報提供のあり方などについての検討

- ◇運転支援機能を搭載した中古車の販売時における表示（説明）等の実態や消費者の理解度等について実態把握をするため、Webアンケートを実施（3月24日まで実施）

<調査結果の主なポイント>

- ・機能の有無の確認で約9割、動作チェックで約8割が苦慮していると回答
- ・機能の説明については、説明していないは極少数、約8割が説明で苦慮していると回答
- ・機能の普及や理解促進のため、メーカー毎の機能の呼称の統一や、CM等の誇大広告を減らす等、約5割が業界全体として取り組むべきだと思ふことがあると回答

- ◇上記実態把握の結果等を踏まえ、今後必要と考えられる対応等を整理、機能に関する消費者への情報提供のあり方について検討

## 5. 消費税率引上げに伴う適正な価格表示等の検討と周知活動の実施

### 1) 消費者に分かりやすい、価格等の適正な表示方法の検討

- ◇消費税率の引上げや自動車関係諸税の改正に伴い、消費者に分かりやすいとの観点から、価格等の適正な表示方法について検討

### 2) 適正な表示方法に関する周知活動の実施

- ◇消費税込価格の表示方法や広告表示等を行う際の留意点、消費税引上げ前後の適用税率を適切に伝えるための表示対応等についてまとめた手引（冊子）を作成、手引の頒布、ホームページへの掲載や研修会などを通じ、適正な表示方法について周知活動を実施

## 6. 新たな販売方法等に対応した表示のあり方の検討

### 1) 販売価格や販売条件等に関する明瞭な表示のあり方の検討

- ◇割賦販売やリースに関する販売価格や販売条件等の表示について、テレビCMや新聞、チラシ広告等の表示実態を踏まえ、明瞭な表示のあり方について検討、「割賦販売価格や個人リース料金の明瞭な表示に関する規約運用の考え方」を策定、関係団体を通じた普及活動を実施

- ◇消費者が割賦とリースを適正に比較できるよう、個人リース料金を表示する際の必要表示事項に、「リース支払総額」及びオープンエンド方式の場合の「設定残存価格」の表示等の追加、変更（終了時の条件の明確化）等を検討
- ◇割賦販売価格を併記する場合の必要表示事項の変更（終了時の条件の明確化）について検討

## 2) 新たな販売方法等に対応した表示のあり方の検討

- ◇消費者ニーズに対応した新たな販売方法等に関する実態把握等を実施、表示上の問題の有無や表示のあり方について検討

## 3) 次世代自動車の普及等を踏まえた、燃費等の情報提供のあり方の検討

- ◇電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車等、次世代自動車の普及等を踏まえ、消費者の理解促進を図るための適正な情報提供のあり方について検討

## 4) 中古車の「販売台数 No.1」等、最上級表示を行う際の表示のあり方の検討

- ◇現在行われている中古車の「販売台数 No.1」の表示の根拠について、客観性・正確性が認められるか検討、現状の表示の根拠については、客観性・正確性に欠けることから、2社に対し表示の改善指導を実施
- ◇中古車関係におけるNo.1等の最上級表示について、事実確認が可能な客観的根拠に基づく表示の可否については、関係部会において引き続き検討

# 7. 中古車の車両状態評価に関する監修・監査及びPRの実施

## 1) 車両状態評価に関する監修基準に基づく監修及び監査の実施

- ◇申請のあった車両状態評価制度（システム）について、同基準を満たしているか確認を実施、スズキ㈱が行う「スズキ認定中古自動車制度」が同基準を満たしていることを確認、3月17日付で監修した
- ◇監修を受けた車両状態評価機関（6機関）における評価制度（システム）の運用状況について、監査を実施

## 2) 車両状態評価に関する監修制度についてのPR活動の実施

- ◇ホームページを通じ、公取協の監修制度及び監修を行った表示（評価）機関について、消費者向けのPRを実施

# 8. 消費者関連事業の推進

## 1) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための活動の実施

### ①苦情・相談の受付と、トラブル対応・未然防止のための情報提供の実施

- ◇消費者からの苦情・相談を受け、トラブル解決のための適切な助言を行うなど、迅速かつ適切に対応（2020年3月までの相談受付件数 5,525件、内四輪車関係 5,104件）

◇受付けた相談内容を基にトラブルの発生原因や問題点等を分析、トラブルへの対応方法、未然防止策について検討、会員事業者等に対する情報提供を実施

## ②消費者相談対応マニュアル、同ハンドブックに基づく研修会の開催

◇会員事業者や各地区消費生活センターの相談員を対象とした研修会を 10 地区（自販連関係 5 地区、消セン関係 5 地区）で開催

## ③苦情相談件数の多い事業者等への対応

◇高額なキャンセル料や根拠のないキャンセル料を請求する等、苦情相談の多い会員事業者 1 社に対し、規約や消費者相談対応に関する研修会を開催し、販売対応について改善指導を実施

## 2) 国民生活センター及び消費生活センターとの連携強化

◇国民生活センター及び各地区消費生活センターとの情報交換活動を積極的に実施するなど連携強化を図るとともに、各地区における円滑な相談対応を図るため、消費生活センターと関係団体との懇談会を旭川市、富山県、札幌市において開催

## 3) 消費者団体及び消費者モニターとの情報交換活動の実施

◇消費者関係団体と自動車関係団体との懇談会を開催、自動車の表示等に関する意見交換を実施

◇消費者が求める表示や現状の表示に対する認識、評価等について把握するため、消費者モニター87名に対するアンケートを3回実施

## 9. 広報PR活動の実施

### 1) 規約及び公取協会員店で購入するメリットのPR活動の実施

◇「公取協会員店」で購入するメリットを一般消費者に広くPRするため、中古車の広告でチェックすべきポイントをまとめた動画を YouTube に公開、動画に誘導するバナー広告を掲載するなど、PR活動を実施

(2020年3月末現在の今年度動画再生回数は約46万回)

◇掲載情報の整理及び明確化を行うため、ホームページのリニューアルを実施

### 2) 会員に対する情報提供の充実

◇「AFTC INFORMATION」のメール配信やホームページへの掲載、公取協ニュース等を通じ、サポカー補助金に関する表示を行う際の留意点や、広告表示に関する注意点等に関する情報を会員に配信

## 10. 大型車関係事業の推進

### 1) 規約に基づく適正表示の推進

◇規約や広告宣伝に関するマニュアルに基づく会員事業者や広告関係事業者を対象とした説明会を全国各ブロック等で開催

### 2) 大型車における運転支援機能や燃費等に関する情報提供のあり方の検討

◇大型車ディーラーとの懇談会を2地区で開催（京都、青森）、商談・納車時等の運転支援機能や燃費に関する表示（説明）の状況、機能に関するユーザーの理解度等について意見交換を実施

### 3) 独禁法、下請法に関する普及活動の実施

◇下請法に関するマニュアルを年度内に作成予定

◇関係団体及び会員からの要請に基づき独禁法や下請法違反を未然に防止するための研修会を開催するなど、独禁法、下請法に関する普及活動を実施

◇独禁法、下請法に関する問い合わせや相談に適宜対応するとともに、必要に応じて会員及び公取協事務取扱所に対する情報提供を実施

## 11. その他の事業

### 1) 関係団体及び地方組織との連携強化活動

◇関係団体及び地方組織との連携強化を図るため、公取協事務取扱所（自販連支部、軽自動車協会、整備振興会、中販連支所）の所長（専務理事）会議を開催

### 2) 公正取引に関する法令（独禁法、下請法等）の普及指導

◇会員の独禁法や下請法違反行為の未然防止を図るため、関係団体や会員からの相談に適切に対応

## 【参 考】

### 1. 規約違反に対する措置件数

○2020年3月末までに公取協がとった措置件数は以下のとおり

措置区分	表示		景品		計
	新車	中古車	新車	中古車	
口頭注意	0	0	0	0	0
文書注意	2 <sup>※1</sup>	1 <sup>※1</sup>	0	0	3
警 告	1 <sup>※2</sup>	0	0	0	1
嚴重警告	0	4 <sup>※3</sup>	0	0	4
違 約 金	0	(3 <sup>※4</sup> )	0	0	(3)
計	3	5	0	0	8

※1 不当な価格表示のおそれ

※2 個人リース料金に関する不当表示

※3 修復歴の有無に関する不当表示

※4 修復歴の有無に関する不当表示のうち、台数が多いなど悪質なもの

### 2. 規約参加事業者数の現況

○2020年3月末現在の規約参加事業者数

13,809 社 (期首 13,800社)

○2019年4月から2020年3月末現在までの入退会事業者数

入会等事業者数 308 社

退会等事業者数 299 社

( +9 社)

## 《二輪車関係》

### 1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

#### 1) 店頭表示のチェック・アドバイス活動を通じた適正表示の促進

##### ①国内4銘柄の準規約指導員によるチェック・アドバイス活動の実施

◇全国 4,672 店において、「品質評価実施店」(2,899 店)は報告不要の簡易なセルフチェックにより 100%の実施、それ以外の会員店(1,773 店)についてはeラーニングシステムを活用したセルフチェックにより同活動を実施、実施状況は1,129 店で実施(実施率約 64%)、表示状況については「表示もれなし」が約 49%

##### ②オートバイ組合及び輸入組合によるチェック・アドバイス活動の実施

◇「品質評価実施店」については報告不要の簡易なセルフチェックを実施、それ以外の会員店については適正表示の促進・定着化のため訪問によるチェック・アドバイス活動を継続して実施

◇オートバイ組合関係は全国 570 店中、「品質評価実施店」(129 店)はセルフチェックを実施(実施率 100%)、それ以外の会員店(441 店)については訪問による同活動を実施、実施状況は 11 地区 138 店において実施(実施率約 31%)、表示状況については「表示もれなし」が約 36%

◇輸入組合関係は全国 241 店中、「品質評価実施店」(150 店)はセルフチェックを実施(実施率 100%)、それ以外の会員店(91 店)については訪問による同活動を実施、実施状況はインポーター7 社により 59 店において実施(実施率約 65%)、表示状況については「表示もれなし」が約 85%

##### ③公取協事務局によるチェック・アドバイス活動の実施

◇担当販社がない会員及び直接会員 1,738 店において、「品質評価実施店」(89 店)は報告不要の簡易なセルフチェックにより 100%の実施、それ以外の会員店(1,649 店)についてはeラーニングシステムを活用したセルフチェックにより同活動を実施、実施状況は 146 店で実施(実施状況約 9%)、表示状況については「表示もれなし」が約 59%

### 2. 中古二輪車の品質評価(「品質評価実施店」)の定着化

#### 1) 「品質評価実施店」の拡充

◇チェック・アドバイス活動を通じて、適正表示を実施している会員店を「品質評価実施店」として選定。eラーニングによる新規講習の実施で品質評価者を増やすことにより、「品質評価実施店」を拡充

◇本年度の選定対象店舗数は 409 店(4 銘柄 266 店、AJ29 店、JAIA39 店、直接会員等 75 店)で、同実施店の総数は 3,676 店となる見込み、全会員 7,221 店の約 51%(前年度は 3,277 店、全会員店の約 45%)

## 2) 「品質評価実施店」の積極的なPRの実施

- ◇「品質評価実施店」PR動画をYouTubeにCM配信してPRするとともに、公取協のホームページにおいて同実施店の紹介ページを設置、同実施店へのインタビュー動画を掲載して同実施店の取り組みや実施店ならではの安心のポイント等をわかりやすくPR

## 3) 品質評価者講習会の開催

- ◇3年間の移行期間を設けて集合講習主体の講習からeラーニング講習に移行、移行期間においては集合講習を小規模開催
- ◇eラーニング講習による受講を新規・更新の全般に拡大して実施
- ◇3月31日現在、受講者数は、受講者数3,520名（新規869名、更新2,651名うち集合講習受講者52名）、更新率は86.2%、品質評価者在籍店率（店舗）75.2%（昨年度71.2%）

## 3. 中古二輪車の規約に基づく走行距離表示の周知徹底

### 1) 中古二輪車の走行距離表示に関する調査の実施

- ◇全国の二輪車情報誌及び同Webサイトに掲載された走行距離表示と同車両の過去のオークション出品履歴の照合による調査を実施（2月調査開始、4月現在調査継続中）
- ◇調査の結果、不当表示が認められた場合には、初回違反に対しては文書による注意喚起を実施、再違反に対しては規約違反としてとして厳正に対処するとともに、非会員の不当表示に対しては、消費者庁に措置を要請するなど指導を実施し、走行距離表示の適正化を徹底（実施予定）

### 2) 走行距離の適正な表示に関するキャンペーンの実施

- ◇YouTube動画や店頭PRポスター等により、「中古バイクの走行距離の適正な表示及び会員店は適正表示を実施している」旨のPRを実施

## 4. 消費税率引き上げに伴う価格等の適正な表示方法の検討及び周知活動の実施

### 1) 消費者にわかりやすい適正な価格等の表示方法について検討、周知活動を実施

- ◇消費者にわかりやすい適正な価格等の表示方法について検討、価格表示の方法や留意点について「消費税率の引上げに伴う価格表示方法等の対応の手引二輪車編」としてとりまとめ、公取協ホームページに掲載して、周知活動を実施

## 5. 規約及び施行規則の改正と普及活動の実施

### 1) 規約及び同施行規則改正案の策定

#### ①規約及び同施行規則改正案の策定

- ◇「No. 1」等のランキング表示を行う場合の表示規定を変更
- ◇中古バイクの広告における必要表示事項に車台番号の表示を追加

#### ②改正に必要な事業の実施

- ◇規約及び同施行規則改正案について、理事会、総会への上程・承認を経て、消費者庁及び公正取引委員会に認定・承認申請、2019年11月に認定・承認

### 2) 改正規約及び同施行規則の会員に対する普及活動の実施

- ◇車台番号の表示に関するパンフレットを作成、会員へ配布した他、国内4銘柄、関係団体を通じた普及活動を実施

### 3) 改正規約及び同施行規則の施行

- ◇会員への普及活動を経て、2020年1月1日に改正規約及び同施行規則を施行

### 4) その他の検討事項に関する見直しの検討

- ◇販売車両や販売方法の変化等を踏まえ、その他の検討事項について検討を行った結果、規約そのものを変更するのではなく、当面は以下の通り規約運用の考え方を明確にすることで対応

#### ①燃料消費率（電動バイクの航続距離表示）

- ◇四輪車の規定に準じ、電動バイクの場合は、「一充電当たりの走行距離及び交流電力消費率」を表示

#### ②年式

- ◇公取協のプライスカードにおいて「年式」の項目の他、モデルイヤーの記載箇所を追加、記載方法を具体的に例示

#### ③品質評価基準表における「ハンドルストッパー」の扱いについて

- ◇品質評価基準表における小項目に「メインフレーム」を細分化して「フレーム・ハンドルストッパー・シートレール」の選択項目を追加

#### ④中古バイクをレンタルバイクにも供する場合の広告等への表示

- ◇中古バイクをレンタルバイクにも供する場合には、広告において「レンタルバイクとして使用している旨」及び「走行距離数は異なる場合がある旨」を表示

## 6. 会員事業者の表示管理体制整備のための支援活動の実施

### 1) 会員事業者の表示管理体制整備のための支援活動の実施

- ◇品質評価者講習会の開催、二輪車表示ハンドブックに基づく普及活動の実施
- ◇会員事業者における表示の管理体制づくりに関する相談や店頭表示、広告作成等に関する事前相談の積極的活用を呼びかけるなど、表示等の管理体制整備のためのサポート活動を実施

### 2) 都道府県景表法担当部門との懇談会の開催等、連携強化活動の実施

- ◇都道府県の景表法担当部門との懇談会の開催や情報交換の実施等、公取協の活動や規約制度に関する理解促進活動を実施

## 7. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動

### 1) 消費者からの苦情・相談の受け付けと対応

- ◇二輪車に関する消費者からの苦情・相談を受け付け、トラブル解決のための適切なアドバイス等の対応を実施（相談受付件数 355 件（昨年度 360 件））

### 2) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための対応の検討

- ◇二輪車消費者相談事例研究会を定例的に開催、相談事例をもとにトラブルの発生原因や問題点を分析、トラブルへの適切な対応及び未然防止策等について検討

## 【参 考】

### 1. 規約違反に対する措置件数

○2020年3月末までに公取協がとった措置件数は以下のとおり

措置基準	表示		景品		計
	新車	中古車	新車	中古車	
口頭注意	0	0	0	0	0
文書注意	0	0	1*	0	1
警 告	0	0	0	0	0
嚴重警告	0	0	0	0	0
違 約 金	0	0	0	0	0
計	0	0	1	0	1

※ 過大な景品の提供

### 2. 規約参加事業者数の現況

○2020年3月末日現在の規約参加事業者数

5,717社 (期首 5,389社)

○2019年4月から2020年3月までの入退会事業者数

入会事業者数 466社

退会等事業者数 138社

(+328社)

#### 《四輪・二輪合計》

○2020年3月末日現在の規約参加事業者数

19,526社 (期首 19,189社)

○2019年4月から2020年3月までの入退会事業者数

入会事業者数 774社

退会等事業者数 437社

(+337社)



【第2号議案】

2019年度決算書（案）審議の件

1. 貸借対照表

2020年3月31日

(単位；円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
流動資産合計	94,157,854	79,251,242	14,906,612
現金	1,320,720	857,884	462,836
預金	79,346,018	70,540,236	8,805,782
未収金	1,483,282	2,398,254	△ 914,972
前払金	1,706,515	1,785,358	△ 78,843
在庫品	10,301,319	3,669,510	6,631,809
2. 固定資産			
固定資産合計	259,171,041	250,138,795	9,032,246
(1) 基本財産			
(基本財産合計)	162,130,617	162,130,617	0
差入保証金	4,660,617	4,660,617	0
基本財産組入預金	58,470,000	58,470,000	0
広報PR関係事業預金	85,000,000	85,000,000	0
消費者相談関係事業預金	14,000,000	14,000,000	0
(2) 特定資産			
(特定資産合計)	96,662,877	87,630,631	9,032,246
退職給与引当預金	96,662,877	87,630,631	9,032,246
(3) その他の固定資産			
(その他の固定資産合計)	377,547	377,547	0
電話加入権	377,547	377,547	0
資産合計	353,328,895	329,390,037	23,938,858

(単位；円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
Ⅱ. 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	43,108,653	32,202,164	10,906,489
預り金	935,486	1,482,969	△ 547,483
未払金	13,173,167	11,719,195	1,453,972
違約金勘定	3,000,000	2,000,000	1,000,000
総会開催費用引当金	10,000,000	8,000,000	2,000,000
調査研究事業引当金	3,000,000	6,000,000	△ 3,000,000
指導普及事業引当金	3,000,000	0	3,000,000
広報PR事業引当金	6,000,000	2,000,000	4,000,000
情報システム事業引当金	4,000,000	1,000,000	3,000,000
2. 固定負債			
固定負債合計	96,662,877	87,630,631	9,032,246
退職給与引当金	96,662,877	87,630,631	9,032,246
負債合計	139,771,530	119,832,795	19,938,735
Ⅲ. 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
一般正味財産合計	213,557,365	209,557,242	4,000,123
(うち基本財産への充当額)	( 162,130,617 )	( 162,130,617 )	( 0 )
負債及び正味財産合計	353,328,895	329,390,037	23,938,858

## 2. 正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位；円)

勘 定 科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
1) 経常収益			
(1) 受取会費	( 261,451,000 )	( 259,287,000 )	( 2,164,000 )
① 普通会员会費	42,921,000	42,921,000	0
② 維持会員会費	216,202,000	214,038,000	2,164,000
③ 賛助会員会費	2,328,000	2,328,000	0
(2) 受取入金	( 3,810,000 )	( 4,005,000 )	( △ 195,000 )
① 受取入金	3,810,000	4,005,000	△ 195,000
(3) 事業収益	( 23,762,120 )	( 15,627,940 )	( 8,134,180 )
① 資料頒布収益	7,600,120	10,195,940	△ 2,595,820
② 講習会会費収入	16,162,000	5,432,000	10,730,000
(4) 雑収益	( 842,308 )	( 416,687 )	( 425,621 )
① 雑収益	842,308	416,687	425,621
(5) 違約金収益	( 3,000,000 )	( 2,000,000 )	( 1,000,000 )
① 違約金	3,000,000	2,000,000	1,000,000
(6) 違約金預金取崩収益	( 2,000,000 )	( 1,000,000 )	( 1,000,000 )
① 違約金預金取崩収益	2,000,000	1,000,000	1,000,000
(7) 総会開催費用引当預金取崩収益	( 0 )	( 6,000,000 )	( △ 6,000,000 )
① 総会開催費用引当預金取崩収益	0	6,000,000	△ 6,000,000
(8) 調査研究事業預金取崩収益	( 3,000,000 )	( 0 )	( 3,000,000 )
① 調査研究事業預金取崩収益	3,000,000	0	3,000,000
(9) 退職給与引当預金取崩収益	( 0 )	( 2,062,885 )	( △ 2,062,885 )
① 退職給与引当預金取崩収益	0	2,062,885	△ 2,062,885
( 経常収益計 )	( 297,865,428 )	( 290,399,512 )	( 7,465,916 )

(単位 ; 円)

勘 定 科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2) 経 常 費 用			
(1) 事 業 費	( 237, 141, 298 )	( 223, 021, 704 )	( 14, 119, 594 )
① 調 査 研 究 事 業 費	19, 123, 245	14, 859, 954	4, 263, 291
② 指 導 普 及 事 業 費	17, 873, 953	16, 460, 722	1, 413, 231
③ 独 禁 法 等 調 査 研 究 事 業 費	2, 075, 651	1, 758, 855	316, 796
④ 広 報 P R 事 業 費	18, 412, 985	17, 363, 591	1, 049, 394
⑤ 組 織 対 策 事 業 費	18, 663, 257	19, 794, 278	△ 1, 131, 021
⑥ 講 習 会 開 催 事 業 費	12, 216, 281	10, 534, 402	1, 681, 879
⑦ 情 報 シ ス テ ム 関 係 事 業 費	6, 731, 971	5, 168, 407	1, 563, 564
⑧ 資 料 頒 布 事 業 原 価	3, 987, 147	3, 679, 079	308, 068
⑨ 関 係 団 体 負 担 金	3, 049, 000	3, 049, 000	0
⑩ 会 費 徴 収 事 務 費	7, 762, 164	7, 613, 580	148, 584
⑪ 役 員 報 酬	16, 880, 000	16, 880, 000	0
⑫ 確 定 拠 出 年 金 掛 金	518, 400	518, 400	0
⑬ 給 料 手 当	71, 125, 210	62, 982, 264	8, 142, 946
⑭ 法 定 福 利 費	15, 104, 794	13, 777, 209	1, 327, 585
⑮ 厚 生 費	3, 887, 606	3, 588, 554	299, 052
⑯ 会 議 費	1, 207, 055	6, 827, 630	△ 5, 620, 575
⑰ 賃 借 料	12, 723, 450	12, 242, 520	480, 930
⑱ 施 設 維 持 費	695, 910	688, 632	7, 278
⑲ 通 信 運 搬 費	2, 761, 666	2, 700, 958	60, 708
⑳ 光 熱 水 料 費	553, 099	520, 887	32, 212
㉑ 消 耗 品 費	1, 232, 543	1, 242, 060	△ 9, 517
㉒ 図 書 費	0	0	0
㉓ 修 繕 費	22, 000	0	22, 000
㉔ 交 際 費	211, 676	179, 182	32, 494
㉕ 旅 費 交 通 費	13, 880	23, 170	△ 9, 290
㉖ 雑 費	308, 355	568, 370	△ 260, 015

(単位；円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
(2)管理費	( 31,134,761 )	( 31,410,849 )	( △ 276,088 )
①役員報酬	11,654,400	11,654,400	0
②確定拠出年金掛金	345,600	345,600	0
③給料手当	12,769,000	12,494,309	274,691
④法定福利費	3,907,259	3,950,296	△ 43,037
⑤厚生費	669,972	668,480	1,492
⑥会議費	87,889	659,869	△ 571,980
⑦賃借料	1,413,708	1,360,272	53,436
⑧施設維持費	66,306	65,700	606
⑨通信運搬費	49,222	56,041	△ 6,819
⑩光熱水料費	60,882	57,867	3,015
⑪消耗品費	92,743	80,073	12,670
⑫図書費	0	0	0
⑬修繕費	0	0	0
⑭交際費	11,116	11,262	△ 146
⑮旅費交通費	4,420	6,680	△ 2,260
⑯雑費	2,244	0	2,244
(3)その他の費用	( 25,589,246 )	( 27,551,371 )	( △ 1,962,125 )
①違約金預金繰入額	3,000,000	2,000,000	1,000,000
②総会開催費用引当金繰入額	2,000,000	6,000,000	△ 4,000,000
③調査研究事業引当金繰入額	0	3,000,000	△ 3,000,000
④指導普及事業引当金繰入額	3,000,000	0	3,000,000
⑤広報PR事業引当金繰入額	4,000,000	2,000,000	2,000,000
⑥情報システム事業引当金繰入額	3,000,000	1,000,000	2,000,000
⑦退職給与引当金繰入額	9,032,246	9,970,486	△ 938,240
⑧特定退職共済掛金	1,557,000	1,518,000	39,000
⑨退職金	0	2,062,885	△ 2,062,885
( 経常費用計 )	( 293,865,305 )	( 281,983,924 )	( 11,881,381 )
一般正味財産増減額	4,000,123	8,415,588	△ 4,415,465
一般正味財産期首残高	209,557,242	201,141,654	8,415,588
一般正味財産期末残高	213,557,365	209,557,242	4,000,123
II.正味財産期末残高	( 213,557,365 )	( 209,557,242 )	( 4,000,123 )

### 3. 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

該当事項なし

2) 引当金の計上基準について

イ. 退職給与引当金 ----- 役職員の退職により支給する退職給与に充てるため、毎期末に前期末と当期末の退職金要支給額の増減額から特定退職共済掛金を除いた額を繰入れている。

3) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金、預金、未収金、前払金、仮払金、在庫品、未払金、預り金、違約金勘定を含めている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

1) 基本財産

(単位；円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
差 入 保 証 金	4,660,617	0	0	4,660,617
基 本 財 産 組 入 預 金	58,470,000	0	0	58,470,000
広 報 P R 関 係 事 業 預 金	85,000,000	0	0	85,000,000
消 費 者 相 談 関 係 事 業 預 金	14,000,000	0	0	14,000,000
合 計	162,130,617	0	0	162,130,617

2) 特定資産

(単位；円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退 職 給 与 引 当 預 金	87,630,631	9,032,246	0	96,662,877
合 計	87,630,631	9,032,246	0	96,662,877

3. 引当金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位；円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退 職 給 与 引 当 金	87,630,631	9,032,246	0	96,662,877

4. 担保に供している資産

該当事項なし

5. 次期繰越収支差額の内容は次のとおりである。

(単位；円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金・預金	71,398,120	80,666,738
未収金	2,398,254	1,483,282
前払金	1,785,358	1,706,515
在庫品	3,669,510	10,301,319
合 計	79,251,242	94,157,854
預り金	1,482,969	935,486
未払金	11,719,195	13,173,167
違約金勘定	2,000,000	3,000,000
総会開催費用引当金	8,000,000	10,000,000
調査研究事業引当金	6,000,000	3,000,000
指導普及事業引当金	0	3,000,000
広報PR事業引当金	2,000,000	6,000,000
情報システム事業引当金	1,000,000	4,000,000
合 計	32,202,164	43,108,653
次期繰越収支差額	47,049,078	51,049,201

6. 固定資産の保有状況

該当事項なし

7. 保証債務

該当事項なし

## 附 属 明 細 書

1. 基本財産、特定資産及び引当金の明細

財務諸表に対する注記2及び3で記載しているので省略する。

## 4. 財 産 目 録

2 0 2 0 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	金 額		
	内 訳	小 計	合 計
I. 資 産 の 部 ( 流 動 資 産 )			( 94,157,854 )
1. 現 金		( 1,320,720 )	
① 四 輪 関 係	( 1,143,260 )		
② 二 輪 関 係	( 177,460 )		
2. 預 金		( 79,346,018 )	
① 四 輪 関 係	( 45,804,464 )		
み ず ほ 銀 行 麹 町 支 店	34,279,389		
三 井 住 友 銀 行 麹 町 支 店	2,271,364		
三 菱 U F J 銀 行 麹 町 中 央 支 店	4,634,481		
都 道 府 県 会 館 内 郵 便 局	4,619,230		
② 二 輪 関 係	( 33,541,554 )		
み ず ほ 銀 行 麹 町 支 店	33,541,554		
3. 未 収 金		( 1,483,282 )	
1) 会 費	( 490,000 )		
① 四 輪 関 係 維 持 会 員	364,000		
② 二 輪 関 係 維 持 会 員	126,000		
2) 資 料 頒 布	( 968,690 )		
① 四 輪 関 係	964,690		
② 二 輪 関 係	4,000		
3) 経 過 利 息	( 24,592 )		
4. 前 払 金		( 1,706,515 )	
1) 事 務 所 賃 借 料	( 1,188,905 )		
① 四 輪 関 係	1,070,015		
② 二 輪 関 係	118,890		
2) そ の 他	( 517,610 )		
① 四 輪 関 係	446,850		
② 二 輪 関 係	70,760		
5. 在 庫 品		( 10,301,319 )	
① 四 輪 関 係	( 7,724,321 )		
会 員 証	1,734,433		
コ ン デ ィ シ ョ ン ノ ー ト	607,496		
中 古 車 価 格 表 示 用 紙	25,451		
走 行 距 離 計 交 換 歴 車 シ ー ル	105,203		
走 行 距 離 計 改 ざ ん 歴 車 シ ー ル	22,762		
新 車 規 約 マ ニ ュ ア ル	1,022,966		
中 古 車 規 約 マ ニ ュ ア ル	843,242		
新 車 の 広 告 宣 伝 マ ニ ュ ア ル	377,504		
中 古 車 の 広 告 宣 伝 マ ニ ュ ア ル	383,090		
レ ベ ル ア ッ プ 研 修 会 テ キ ス ト	561,542		

(単位：円)

科 目	金 額		
	内 訳	小 計	合 計
中古車規約研修テキスト	133,222		
下請法マニュアル	537,835		
消費者相談マニュアル(新車編)	432,827		
消費者相談マニュアル(中古車編)	78,656		
お客様相談対応Q&A(新車編)	46,173		
お客様相談対応ハンドブック(中古車編)	122,509		
自動車販売における適正表示ハンドブック	402,011		
表示管理体制整備の為の手引	287,399		
② 二 輪 関 係	( 2,576,998 )		
会 員 証	1,625,695		
走行メーター交換記録シール	450,584		
走行距離減算車シール	21,751		
会員店ステッカー	203,040		
品質評価実施店ステッカー	104,590		
品質評価実施店のぼり旗	8,748		
品質評価実施車両シール	162,590		
( 固 定 資 産 )			( 259,171,041 )
1. 基 本 財 産		( 162,130,617 )	
1) 差 入 保 証 金	( 4,660,617 )		
事 務 所 賃 借	4,660,617		
2) 基 本 財 産 組 入 預 金	( 58,470,000 )		
み ず ほ 銀 行 麴 町 支 店	48,470,000		
都 道 府 県 会 館 内 郵 便 局	10,000,000		
3) 広 報 P R 関 係 事 業 預 金	( 85,000,000 )		
み ず ほ 銀 行 麴 町 支 店	25,000,000		
三 井 住 友 銀 行 麴 町 支 店	30,000,000		
三 菱 UFJ 銀 行 麴 町 中 央 支 店	30,000,000		
4) 消 費 者 相 談 関 係 事 業 預 金	( 14,000,000 )		
み ず ほ 銀 行 麴 町 支 店	14,000,000		
2. そ の 他 の 固 定 資 産		( 97,040,424 )	
1) 退 職 給 与 引 当 預 金	( 96,662,877 )		
① 四 輪 関 係	( 81,786,548 )		
三 菱 UFJ 銀 行 麴 町 中 央 支 店	81,786,548		
② 二 輪 関 係	( 14,876,329 )		
み ず ほ 銀 行 麴 町 支 店	14,876,329		
2) 電 話 加 入 権	( 377,547 )		
電 話 4 本 加 入 権	377,547		
資 産 合 計			353,328,895

(単位：円)

科 目	金 額		
	内 訳	小 計	合 計
II. 負 債 の 部 ( 流 動 負 債 )			( 43,108,653 )
1. 預 り 金		( 935,486 )	
1) 源 泉 所 得 税 ・ 住 民 税	( 935,486 )		
2. 未 払 金		( 13,173,167 )	
① 四 輪 関 係	( 10,461,251 )		
公 取 協 ニ ュ ー ス 印 刷 費	492,800		
調 査 研 究 関 係 費	3,641,249		
指 導 普 及 関 係 費	91,009		
広 報 P R 関 係 費	3,148,600		
組 織 対 策 関 係 費	339,106		
講 習 会 開 催 事 業 関 係 費	0		
情 報 シ ス テ ム 関 係 費	87,230		
資 料 等 発 送 関 係 費	231,462		
厚 生 年 金 等 保 険 料	929,661		
そ の 他	1,500,134		
② 二 輪 関 係	( 2,711,916 )		
公 取 協 ニ ュ ー ス 印 刷 費	119,680		
調 査 研 究 関 係 費	13,847		
指 導 普 及 関 係 費	1,010,690		
広 報 P R 関 係 費	990,000		
組 織 対 策 関 係 費	17,298		
講 習 会 開 催 関 係 費	418,161		
資 料 等 発 送 関 係 費	0		
厚 生 年 金 保 険 料	123,960		
そ の 他	18,280		
3. 総 会 開 催 費 用 引 当 金		( 10,000,000 )	
① 四 輪 関 係	( 8,000,000 )		
② 二 輪 関 係	( 2,000,000 )		
4. 調 査 研 究 関 係 事 業 引 当 金		( 3,000,000 )	
① 四 輪 関 係	( 3,000,000 )		
5. 広 報 P R 事 業 引 当 金		( 6,000,000 )	
① 二 輪 関 係	( 6,000,000 )		
6. 指 導 普 及 事 業 引 当 金		( 3,000,000 )	
① 二 輪 関 係	( 3,000,000 )		
7. 情 報 シ ス テ ム 事 業 引 当 金		( 4,000,000 )	
① 二 輪 関 係	( 4,000,000 )		
8. 違 約 金 勘 定		( 3,000,000 )	
① 四 輪 関 係	( 3,000,000 )		

(単位：円)

科 目	金 額		
	内 訳	小 計	合 計
( 固 定 負 債 )			( 96,662,877 )
1. 退職給与引当金		( 96,662,877 )	
① 四 輪 関 係	( 81,786,548 )		
② 二 輪 関 係	( 14,876,329 )		
負 債 合 計			139,771,530
差 引 正 味 財 産			213,557,365

# 監査報告書

一般社団法人 自動車公正取引協議会  
会長 神子柴 寿 昭 殿

2020年 5月15日

一般社団法人 自動車公正取引協議会

監事 若林 陽 介 (印)

監事 清 水 亨 (印)

私たち監事は、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度の職務の執行を監査しました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、業務内容及び当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録について監査しました。

## 2 監査意見

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及び財産目録の監査結果

計算書類及び財産目録は、法人の財産及び損益の状況を適正に示しているものと認めます。

## 【第3号議案】

### 任期満了に伴う理事、監事選任（案）審議の件

本年は理事、監事の改選期に当たるため、関係団体からご推薦いただいた方々を理事、監事に選任いただくものです。

#### 1. 理事候補（23名） < >内は推薦団体

<日本自動車工業会> 3名

【再任】神子柴 寿 昭 （自工会副会長）

【再任】永 塚 誠 一 （自工会副会長・専務理事）

【再任】矢 野 義 博 （自工会理事・事務局長）

<日本自動車販売協会連合会> 3名

【新任】加 藤 和 夫 （自販連会長）

【再任】平 井 敏 文 （自販連副会長・専務理事）

【再任】酒 井 信 也 （自販連常任理事）

<全国軽自動車協会連合会> 3名

【再任】堀 井 仁 （全軽自協会長）

【新任】赤 間 俊 一 （全軽自協副会長）

【再任】徳 永 泉 （全軽自協専務理事）

<日本自動車輸入組合> 2名

【新任】入 野 泰 一 （輸入組合副理事長・専務理事）

【新任】大 極 司 （輸入組合理事）

<日本自動車整備振興会連合会> 3名

【再任】竹 林 武 一 （日整連会長）

【再任】西 村 健 二 （日整連副会長）

【再任】木 場 宣 行 （日整備専務理事）

<日本中古自動車販売協会連合会> 3名

【再任】海 津 博 (中販連会長)

【再任】松 本 富 男 (中販連ブロック長)

【再任】武 藤 孝 弘 (中販連専務理事)

<日本二輪車普及安全協会> 2名

【再任】林 田 武 人 (日本二普協専務理事)

【新任】伊 藤 祐 治 (日本二普協流通環境本部長付)

<全国オートバイ協同組合連合会> 2名

【再任】大 村 直 幸 (オートバイ組合連合会会長)

【再任】石 井 大 (オートバイ組合連合会専務理事)

<学識経験者> 2名

【再任】鈴 木 欣 也 (公取協専務理事)

【再任】浅 見 尚 久 (公取協理事・事務局長)

## 2. 監 事 候 補 (2名) < >内は推薦団体

<日本自動車工業会> 1名

【新任】辻 昇 (自工会流通委員会委員長)

<日本自動車販売協会連合会> 1名

【新任】小河原 靖 夫 (自販連大型バストラック委員会委員)

## 【第4号議案】

### 会費規程の変更（案）審議の件

新型コロナウイルス感染症拡大により、事業の実施内容や方法等について見直しを行ったこと及び維持会員、賛助会員の事業活動への影響が甚大であることを踏まえ、会費規程を変更し、今年度に限り、維持会員、賛助会員の会費額を2割減額することについて、審議いただくものです。

＜維持会員会費、賛助会員会費＞ 2割減額とする（今年度限り）

別表1 維持会員会費額

ランク	全従業員数	会費額
A	1,000人以上	112,000円（140,000円）
B	999人～500人	80,000円（100,000円）
C	499人～300人	56,000円（70,000円）
D	299人～100人	32,000円（40,000円）
E	99人～30人	16,000円（20,000円）
F	30人未満	8,000円（10,000円）
直接会員（30人未満の場合）		8,000円（10,000円）
中古車専業者及び整備兼業者 二輪小売業者（30人未満の場合）		4,800円（6,000円）
メーカー（各社合計分）		27,156,800円（33,946,000円）
二輪車メーカー（各社合計分）		9,600,000円（12,000,000円）

（ ）内は、減額前の会費額

※ 中古車専業者及び整備業者並びに二輪小売業者で従業員数が30人以上の場合、ランク別の会費額を適用する。

別表 2 賛助会員会費

会 員 資 格		会 費 額
団 体・事業者		1口 96,000円 (120,000円)
個 人		1口 9,600円 (12,000円)
広告関係事業者		1口 96,000円 (120,000円)
中古車情報媒体事業者	情報誌 (単一版)	1口 9,600円 (12,000円)
	情報誌 (複数版)	9,600円 (12,000円) に版数を乗じた額を1口とする。 ただし、96,000円 (120,000円) を上限とする。
	ウェブサイト	掲載台数1万台未満の場合は年額9,600円 (12,000円)、1万台以上の場合は1万台毎に9,600円 (12,000円) を加算した額を1口とする。 ただし、96,000円 (120,000円) を上限とする。
中古車車両状態表示 (評価) 実施事業者		1口 96,000円 (120,000円)

( ) 内は、減額前の会費額

# 入会金及び会費規程

平成25年6月7日総会決議

(目的)

**第1条** 本規程は、一般社団法人自動車公正取引協議会（以下「本協議会」という。）の定款第7条の規定に基づき、会員が納入する入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

**第2条** 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 普通会员 徴収しない。
- (2) 特別会員 徴収しない。
- (3) 維持会員 会員1名当たり5000円とする。
- (4) 賛助会員 徴収しない。

(会費)

**第3条** 会費（年額）は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 普通会员 額については、毎年予算理事会で定める。
- (2) 特別会員 徴収しない。
- (3) 維持会員 個別会費とメーカー会費に区分し、個別会費についてはさらに従業員数別会費、均等割会費に区分し、別表1のとおりとする。
- (4) 賛助会員 別表2のとおりとする。

2 会費の徴収は、次に掲げるところによる。

- (1) 普通会员 理事会において会費額を決定後、直接請求書を発行して徴収する。
- (2) 維持会員 別表1に定める会費額を、

ア メーカー維持会員については、直接請求書を発行して徴収する。

イ メーカー以外の維持会員のうち、普通会员を経由して入会した者については、当該普通会员を経由し、請求書を発行して徴収する。

ウ メーカー以外の維持会員のうち、普通会员を経由しないで入会した維持会員（直接会員）については、直接請求書を発行して徴収する。

- (3) 賛助会員 別表2に定める会費額を直接請求書を発行して徴収する。

3 会費の納入期限は、原則として9月末日とする。

(改廃)

**第4条** 本規程の改廃は、総会の決議によって行う。

附 則

本規程は、本協議会の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

## 【報告事項 1】

### 2020年度事業計画書の件

#### 基本方針

1. 公正競争規約に基づく適正な表示の徹底により、公正な競争の促進及び一般消費者の信頼確保・向上を図る
2. 公正競争規約及び会員店で購入するメリットを一般消費者に積極的にPRし、その認知を高める

#### 重点事業

##### 《四輪車関係》

1. 規約に基づく適正表示の一層の促進
2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動の実施
3. 自動運転化技術の進展を踏まえた表示のあり方の検討及び適正表示促進のための普及活動の実施
4. 中古車の支払総額の表示義務付けの検討

##### 《二輪車関係》

1. 規約に基づく適正表示の促進
2. 中古二輪車の品質評価（「品質評価実施店」）定着化
3. 中古二輪車の適正な走行距離表示の周知徹底

## 《四輪車関係》

### 1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

#### 1) 規約遵守状況調査の実施

- ①各地区及び公取協事務局による店頭表示に関する規約遵守状況調査の実施
- ②公取協事務局による広告表示に関する規約遵守状況調査の実施

#### 2) 広告表示の適正化のための普及活動の実施

##### ①広告表示等に関する事前相談への積極的な対応及び情報提供の実施

- ◇広告制作に関する事前相談に積極的に対応、相談事例や問題点について、ホームページや「AFTC INFORMATION」によりリアルタイムな情報提供を実施

##### ②広告関係団体や広告関係事業者等との連携による適正化の促進

- ◇JAROや新聞協会、広告関係事業者との情報共有等を通じ、連携を強化
- ◇中古車情報誌賛助会員をメンバーとする中古車広告表示研究会を開催、表示適正化のための課題について意見交換や適正化のための協力要請を実施

#### 3) 関係団体との連携による規約普及活動の推進

- ◇店頭表示や広告表示について、関係団体と連携した規約普及活動を実施
- ◇各地区規約担当者を対象とした研修の充実など、各地区における規約普及指導体制の充実を図る

### 2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動の実施

#### 1) 表示管理体制整備のための研修会の開催

##### ①ブロック・地区単位の規約等研修会の開催

- ◇会員事業者及び広告関係事業者を対象とした、規約や広告宣伝に関する研修会（「基礎研修」及び「レベルアップ研修」）を開催

##### ②事業者単位の規約等に関する研修会の開催

- ◇会員事業者の要望に基づき、担当部門やスキル等に応じた研修会を開催

#### 2) 広告関係事業者を対象とした規約等の研修会の開催

- ◇会員事業者の表示管理体制整備の一環として、広告関係事業者を対象とした規約等に関する研修会（「基礎研修」及び「レベルアップ研修」）を開催
- ◇会員事業者が安心して広告作成を依頼できる目安として、受講者には受講証を発行

### 3) 表示等管理体制整備のための「表示管理者」の選任

- ◇社内における表示等のチェックや規約に基づく適正な表示の周知等、表示等の管理の際の中心的な役割を担う「表示管理者」を、公取協事務取扱所を通じて会員事業者毎に選任

### 4) 表示等管理体制に関するセルフチェックの実施

- ◇表示管理者の選任の有無をはじめとした、会員事業者の表示等管理体制を点検するためのセルフチェックを、定期的に（年1回）実施

## 3. 不当表示行為の未然防止及び厳正な対処

### 1) 走行距離及び修復歴等の不当表示未然防止活動の実施

- ◇オークションで落札された「改ざん歴車」や「修復歴車」の販売時の表示実態について調査を実施
- ◇規約遵守状況調査や研修会を通じ、走行距離や修復歴、販売方法に応じた保証と整備の表示等について周知活動を実施、問題のある表示については改善を指導

### 2) 広告における不当表示等の未然防止活動の実施

- ◇広告における不当表示やおとり広告等に関する監視活動を実施、問題が認められた場合は、表示及び販売対応について改善指導を実施

### 3) 会員及び非会員の不当表示に対する厳正な対処

- ◇走行距離や修復歴の不当表示等に対しては、違約金や事業者名の公表、厳正に対処
- ◇非会員の不当表示に対しては、消費者庁や都道府県に措置を要請

## 4. 自動運転化技術の進展を踏まえた今後の表示のあり方の検討及び適正表示促進のための普及活動の実施

### 1) 運転支援機能（レベル2まで）に関する規約運用の考え方に基づく周知活動

- ◇規約研修会等を通じ、運転支援機能の表示に関する規約運用の考え方の周知活動を実施
- ◇新たな対応等、必要に応じて規約運用の考え方の見直しを検討

### 2) 自動運転機能（レベル3以降）に関する表示のあり方の検討

- ◇自動運転機能（レベル3以降）の呼称及び統一使用等について、関係機関と連携しながら引き続き検討

◇消費者の誤解を招かないためのテレビCM等における表示(映像表現)のあり方及び注意喚起表示の内容等について検討

### 3) 中古車の運転支援機能等の今後の表示のあり方の検討及び情報提供の実施

◇運転支援機能に関するアンケート調査結果を踏まえ、現状において可能と考えられることや、今後必要と考えられること等を整理し、中古車販売時における一般消費者に対する表示や、情報提供のあり方等について検討、必要に応じて情報提供を実施

### 4) サポカー補助金に関する表示への対応

◇サポカー補助金に関する表示について、必要に応じて情報提供を実施

### 5) 表示の実態把握及び改善指導の実施

◇上記1)～4)について、テレビCMや広告・店頭表示について、表示状況の実態把握を適宜実施、問題等がみられた場合は改善指導を実施

## 5. 中古車の支払総額の表示義務付けの検討

◇中古車について、安価な販売価格を表示し、高額な諸費用や保証・整備費用、マットやバイザー、コーティングの費用を支払わなければ販売しない等の、不当な価格表示又は不適切な販売行為が見受けられる

◇表示価格では消費者が購入できない不当な価格表示及び消費者トラブル未然防止の観点から、中古車の販売価格として、「支払総額※」の表示を義務付けることについて、関係団体等の意見も踏まえ検討

※「支払総額」とは、車両の価格に諸費用（保険料、税金、登録等に伴う費用等）を加えた価格（購入の際に支払う必要がある必要最低限のものを含めた価格）

◇表示した「支払総額」で販売することができない場合は、不当表示となることを併せて明確化

## 6. 個人リース料金や割賦販売価格に関する規則改正（案）の策定及び承認申請

◇以下の内容の改正（案）を策定、理事会の承認を経て、消費者庁及び公取委に承認を申請

◇個人リース料金を表示する場合の必要表示事項の追加（リース支払総額、設定残存価格等）及び変更（終了時の条件の明確化）

◇割賦販売価格を併記する場合の必要表示事項の変更（終了時の条件の明確化）

## 7. 新たな販売方法等に対応した表示のあり方の検討

### 1) 割賦販売価格や個人リース料金の明瞭な表示に関する規約運用の考え方の普及活動の実施

◇割賦販売価格や個人リース料金の明瞭な表示に関する規約運用の考え方について、研修会等を通じた普及活動を実施、テレビCMや広告表示において、問題等がみられた場合は改善指導を実施

◇施行規則改正後、改正施行規則についても、併せて普及活動を実施

### 2) 新たな販売方法等に対応した表示のあり方の検討

◇消費者ニーズに対応した新たな販売方法等に関する実態把握等を実施、表示上の問題の有無や表示のあり方について検討

### 3) 中古車関係における客観的根拠に基づく最上級表示のあり方の検討

◇中古車関係におけるNo.1等の最上級表示について、事実確認が可能な客観的根拠に基づく表示の可否について検討

## 8. 中古車の車両状態評価に関する監修・監査及びPRの実施

### 1) 車両状態評価に関する監修基準に基づく監修及び監査の実施

◇車両状態評価の評価機関からの申請に基づき、車両状態評価制度（システム）が監修基準を満たしているか審査を行い、監修基準を満たしている場合は監修を実施

◇監修を受けた評価機関の評価制度（システム）について、定期的な監査を実施

### 2) 車両状態評価に関する監修制度についてのPR活動の実施

◇公取協の車両状態評価の監修制度及び監修を受けた評価機関について、ホームページ等を通じて一般消費者に対するPR活動を実施

## 9. 消費者関連事業の推進

### 1) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための活動の実施

#### ①苦情・相談の受付と、トラブル対応・未然防止のための情報提供の実施

◇消費者からの苦情・相談を効率的に受け付け、トラブル解決のための適切な助言を行うなど、迅速かつ適切に対応

◇受付けた苦情相談を基にトラブルの発生原因や規約（表示上の問題）との関連、販売対応の問題点等を分析、消費者相談事例研究会においてトラブルへの対応や未然防止策について検討

◇購入の際の留意点やトラブル防止のための注意点等について、ホームページ等において消費者に情報提供するとともに、相談が増加しているものや悪質なものについては、同ホームページにおいて注意喚起を実施

## ②民法改正等に伴う「消費者相談対応マニュアル」等の作成と研修会の開催

◇民法改正等に伴い「消費者相談対応マニュアル」及び「同ハンドブック」を作成、各地区公取協事務取扱所や会員事業者からの要望に基づく研修会を開催

## ③苦情相談件数の多い事業者等への対応

◇苦情相談件数が多い、または、悪質性が高いと判断される事業者（会員・非会員）に対し、原因を把握するための表示・販売方法に関する調査を実施、規約違反が認められた場合は措置をとるとともに、販売対応についても改善指導を実施

## 2) 国民生活センター及び消費生活センターとの連携強化

◇国民生活センター及び各地区消費生活センターとの情報交換活動を積極的に実施するなど連携強化を図るとともに、各地区における円滑な相談対応を図るため、消費生活センターと関係団体との懇談会を開催

◇地区消費生活センター等からの要請に基づき、相談受付担当者を対象とした、相談受付状況や消費者相談への対応方法等に関する研修を実施

## 3) 消費者団体及び消費者モニターとの情報交換活動の実施

◇消費者関連団体との懇談会を開催し、情報交換活動を実施

◇消費者が求める表示や現状の表示に対する認識、評価等について把握するため、消費者モニターに対するアンケートを実施

## 10. 広報PR活動の実施

### 1) 規約及び公取協会員店で購入するメリットのPR活動の実施

◇「適正表示で安心の公取協会員店」で購入するメリットを消費者に広くPRするため、トラブル未然防止のポイントや「会員店は適正表示で安心である」旨のPR動画を作成しYouTubeに公開、動画に誘導するバナー広告を掲載する等のPR活動を実施

### 2) 会員に対する情報提供の充実

◇メールを活用した「AFTC INFORMATION」等を通じ、規約運用の考え方や広告表示に関する注意点等の情報を会員に配信、公取協の活動内容や各種情報を掲載した「公取協ニュース」（機関紙）を発行

## 1 1. 大型車関係事業の推進

### 1) 規約に基づく適正表示の推進

◇規約や広告宣伝に関するマニュアル等に基づく会員事業者や広告関係事業者を対象とした説明会を全国各ブロックで開催

### 2) 大型車における燃費や運転支援機能等に関する情報提供のあり方の検討

◇メーカー、ディーラーへのヒアリングを継続して実施するなど、大型車の実態等を踏まえた燃費や運転支援機能等に関する情報提供のあり方について検討

### 3) 独禁法、下請法に関する普及活動の実施

◇事業者団体活動と独禁法に関するマニュアルを作成

◇独禁法、下請法の運用状況等を踏まえ、マニュアルに基づく研修会や情報提供等を実施

◇独禁法・下請法の普及状況等に関する地区大型委員会との懇談会を開催、活動内容を各地区公取協事務取扱所に展開するなど、各地区の活動に協力

## 1 2. その他の事業

### 1) 関係団体及び地方組織との連携強化活動

◇関係団体及び各地区との連携強化を図るため、公取協事務取扱所長会議や規約担当者研修会等を開催

### 2) 公正取引に関する法令（独禁法、下請法等）の普及指導

◇会員における独占禁止法や下請法違反行為の未然防止を図るため、普及指導活動を実施

## 《二輪車関係》

### 1. 規約に基づく適正表示の促進

#### 1) 店頭表示のチェック・アドバイス活動を通じた適正表示の促進

##### ①国内4銘柄の準規約指導員によるチェック・アドバイス活動の実施

- ◇「品質評価実施店」については報告不要の簡易なセルフチェックを実施、それ以外の会員店についてはeラーニングシステムを活用したセルフチェックを実施
- ◇セルフチェックの実施率を向上させるために対象店へのフォロー活動の充実について検討・実施

##### ②オートバイ組合及び輸入組合によるチェック・アドバイス活動の実施

- ◇「品質評価実施店」については報告不要の簡易なセルフチェックを実施、それ以外の会員店については、従来通りの訪問によるチェック・アドバイス活動とeラーニングシステムを活用したセルフチェックを併用して実施
- ◇セルフチェックの実施率を向上させるための対象店へのフォロー活動を検討・実施

##### ③公取協事務局によるチェック・アドバイス活動の実施

- ◇「品質評価実施店」については報告不要の簡易なセルフチェックを実施、「品質評価実施店」以外の会員店についてはeラーニングシステムを活用したセルフチェックを実施
- ◇セルフチェックの実施率を向上させるための対象店へのフォロー活動を検討・実施

### 2. 中古二輪車の品質評価（「品質評価実施店」）定着化

#### 1) 「品質評価実施店」の拡充

- ◇店頭表示のチェック・アドバイス活動を通じ、適正表示を実施している会員店を「品質評価実施店」として選定、eラーニングによる講習の実施、新規講習の通年実施化により品質評価者在籍店を増加させ、同実施店を拡充
- ◇「品質評価実施店」のPRの充実により、会員店における同実施店への参加意識を向上

#### 2) 「品質評価実施店」の積極的なPRの実施

- ◇「品質評価実施店」を紹介した動画を公取協のホームページに掲載、同サイトへのアクセス数向上のためにFacebookを利用したPRを展開

- ◇「品質評価実施店」紹介サイトに関する情報を Facebook にアップ、フォロアーによる「いいね」、「シェア」による拡散の他、同サイトに掲載した会員店の顧客による拡散、国内4銘柄や関係団体の協力による情報の拡散によりPRを充実
- ◇これまでのYouTube へのCM動画の配信に加え、Facebook にもCM動画を配信することで、更に広範囲のユーザー層にPR
- ◇その他、SNSを活用したPRを検討・実施

### 3) eラーニングによる品質評価者講習の実施

- ◇集合講習を廃止してeラーニングによる講習に一本化
- ◇申し込みの簡略化等による利便性向上及び講習実施期間等について検討・実施
- ◇新規講習の通年実施化及び入会時の新規受講必須化について検討・実施

## 3. 中古二輪車の適正な走行距離表示の周知徹底

### 1) 中古二輪車の走行距離表示に関する継続的な監視の実施

- ◇前年度に実施した二輪車情報誌における中古バイクの走行距離表示に関する調査結果を踏まえ、二輪車情報誌及び同Webサイトに掲載された走行距離表示を継続的に監視
- ◇必要に応じて調査を実施、調査結果において不当表示が認められた場合には規約違反として厳正に対処
- ◇情報誌等に対して日本二輪車オークション協会の走行距離管理システムの導入を働きかけて適正表示を促進

### 2) 走行距離の適正な表示に関するキャンペーンの実施

- ◇YouTube へのCM動画や情報誌Webサイトへの広告掲載等により、「中古バイクの走行距離の適正な表示及び会員店は適正表示を実施している」旨のPRを実施

## 4. 規約運用に関する普及活動の実施

### 1) 会員に対する普及活動の実施

- ◇電動バイクの燃料消費率の表示等、規約運用の考え方に基づく表示方法を解説した資料を作成、会員に展開して普及活動を実施
  - ①燃料消費率（電動バイクの航続距離表示）
  - ②年式の表示
  - ③品質評価基準表における「ハンドルストッパー」の扱い
  - ④中古バイクをレンタルバイクにも供する場合の広告への表示

## 5. eラーニングシステムを活用した会員店とのコミュニケーションの充実

### 1) eメールによる情報提供の充実

◇公取協から会員店へのeメールを活用した効率的な情報提供のあり方について検討・実施

### 2) eラーニングシステムを活用した会員とのコミュニケーションの拡充

◇eラーニングシステムの利便性を向上、同システムを活用した品質評価者講習やセルフチェック、会員へのアンケートや意見聴取等を通じて会員店とのコミュニケーションを拡充

### 3) 会員店とのコミュニケーションを充実させるためのシステム構築の検討

◇ホームページの会員専用ページとeラーニングシステムの入口を一元化する等、会員店の利便性向上を検討

◇会員専用ページを改修し、会員店とのコミュニケーションを充実させるためのシステムの構築について検討

## 6. 会員事業者の表示管理体制整備のための支援活動の実施

### 1) 会員事業者の表示管理体制整備のための支援活動の実施

◇品質評価者講習会の開催、二輪車表示ハンドブックに基づく普及活動の実施

◇店頭表示や広告作成等に関する事前相談の受付け等、サポート活動を実施

### 2) 都道府県景表法担当部門との連携強化

◇都道府県景表法担当部門との懇談会の開催や情報交換の実施等、公取協の活動や規約制度に関する理解促進活動を実施

## 7. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動

### 1) 消費者からの苦情・相談の受付けと対応

◇二輪車に関する消費者からの苦情・相談を受付け、トラブル解決のための適切なアドバイス等を実施

### 2) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための対応の検討

◇受付けた相談事例等をもとに、トラブルの発生原因や問題点を分析、トラブルへの適切な対応及び未然防止策等について検討

## 【報告事項 2】

### 2020年度普通会員会費額の件

新型コロナウイルス感染症拡大により、事業の実施内容や方法等について見直しを行ったこと及び関係団体の事業活動への影響が甚大であることを踏まえ、今年度に限り、普通会員会費を2割減額することといたしました。

＜普通会員会費（団体会費）＞ 2割減額とする（今年度限り）

団 体 名	会 費 額
自 工 会	26,402,400円 (33,003,000円)
自 販 連	3,804,000円 (4,755,000円)
全 軽 自 協	1,754,400円 (2,193,000円)
輸 入 組 合	345,600円 (432,000円)
日 整 連	669,600円 (837,000円)
中 販 連	669,600円 (837,000円)
日 本 二 普 協	345,600円 (432,000円)
オートバイ組合連合会	345,600円 (432,000円)
合 計	34,336,800円 (42,921,000円)

※ カッコ内は減額前の会費額

## 【報告事項 3】

# 2020年度予算書の件

### 1. 予算書策定の経緯

2020年度の事業計画及び会費額並びに予算については、本年3月開催の第127回理事会において承認されていたが、その後の新型コロナウイルス感染症拡大により、事業の実施内容や方法等について見直しを行ったこと及び会員事業者や関係団体の事業活動への影響が甚大であることを踏まえ、本年6月開催の第128回理事会において、会費の減額（案）及びそれに伴う（補正）予算書（案）について再度審議が行なわれ、承認された。

### 2. 事業の実施内容・方法等の見直し

定時総会の書面開催及び懇親会の中止、各種会議・研修会（事務取扱所長ブロック会議、規約等の研修会、規約担当者研修会）の中止及び規模縮小、規約遵守状況調査（四輪）及びチェックアドバイス活動（二輪）の実施方法の見直し等

### 3. 会費の減額

普通会員会費（団体会費）、維持会員会費（個別会費）、賛助会員会費ともに2割減額とする。（今年度限りの措置）

※ 普通会員会費額及び予算書 —— 理事会承認事項

維持会員及び賛助会員会費（会費規程の変更） —— 総会承認事項

### 4. 2020年度予算書のポイント

#### 1) 収 入

会費減額により約5,165万円の減収、引当金（調査研究、指導普及、広報PR、情報システム）900万円の繰り入れと総会開催費用引当預金500万円の繰り入れ取り止めにより、前年予算比で約5,060万円の減収（前年予算比約18%減）。

#### 2) 支 出

定時総会の書面開催及び懇親会の中止、各種会議・研修会（事務取扱所長ブロック会議、規約等の研修会、規約担当者研修会）の中止及び規模縮小、規約遵守状況調査（四輪）及びチェックアドバイス活動（二輪）の実施方法見直し等により、前年予算比で約3,339万円の減額（前年予算比約12%減）。

#### 3) 収 支

支出が収入を約1,721万円上回るため、より一層の事業の効率的な実施等により支出減に努めるが、最終的に支出が収入を上回る場合は、不足分は正味財産を充当。

# 収 支 予 算 書

自 2020年 4月 1日  
至 2021年 3月31日

## I. 収 入 の 部

(単位 ; 円)

勘 定 科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
1. 会 費 収 入	( 204,599,200 )	( 256,249,000 )	( △ 51,649,800 )
1) 普 通 会 員 会 費	34,336,800	42,921,000	△ 8,584,200
2) 維 持 会 員 会 費	168,400,000	211,000,000	△ 42,600,000
3) 賛 助 会 員 会 費	1,862,400	2,328,000	△ 465,600
2. 入 会 金 収 入	( 1,900,000 )	( 2,150,000 )	( △ 250,000 )
3. 事 業 収 入	( 18,100,000 )	( 23,800,000 )	( △ 5,700,000 )
1) 資 料 頒 布	10,300,000	9,800,000	500,000
2) 講 習 会 会 費	7,800,000	14,000,000	△ 6,200,000
4. 雑 収 入	( 350,000 )	( 350,000 )	( 0 )
5. 違 約 金 預 金 取 崩 収 入	( 3,000,000 )	( 2,000,000 )	( 1,000,000 )
6. 総 会 開 催 費 用 引 当 預 金 取 崩 収 入	( 0 )	( 0 )	( 0 )
7. 調 査 研 究 事 業 引 当 預 金 取 崩 収 入	( 3,000,000 )	( 3,000,000 )	( 0 )
8. 指 導 普 及 事 業 引 当 預 金 取 崩 収 入	( 3,000,000 )	( 0 )	( 3,000,000 )
9. 広 報 P R 事 業 引 当 預 金 取 崩 収 入	( 1,000,000 )	( 0 )	( 1,000,000 )
10. 情 報 シ ス テ ム 事 業 引 当 預 金 取 崩 収 入	( 2,000,000 )	( 0 )	( 2,000,000 )
当 期 収 入 合 計	236,949,200	287,549,000	△ 50,599,800

## Ⅱ. 支 出 の 部

(単位 ; 円)

勘 定 科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
1. 事 業 費	( 211,454,800 )	( 245,429,000 )	( △ 33,974,200 )
1) 調 査 研 究 事 業 費	7,850,000	18,500,000	△ 10,650,000
2) 指 導 普 及 事 業 費	11,855,000	16,000,000	△ 4,145,000
3) 独禁法等調査研究事業費	2,500,000	2,500,000	0
4) 広 報 P R 事 業 費	19,500,000	22,500,000	△ 3,000,000
5) 組 織 対 策 事 業 費	8,520,000	17,500,000	△ 8,980,000
6) 講 習 会 開 催 事 業 費	10,500,000	16,950,000	△ 6,450,000
7) 情 報 シ ス テ ム 関 係 事 業 費	6,600,000	5,500,000	1,100,000
8) 資 料 頒 布 原 価	3,200,000	3,200,000	0
9) 関 係 団 体 負 担 金	3,049,000	3,049,000	0
10) 会 費 徴 収 事 務 費	7,652,000	7,150,000	502,000
11) 役 員 報 酬	17,481,600	17,481,600	0
12) 確 定 拠 出 年 金 掛 金	518,400	518,400	0
13) 給 料 手 当	73,510,000	75,478,000	△ 1,968,000
14) 法 定 福 利 費	14,815,000	14,750,000	65,000
15) 厚 生 費	4,220,000	4,230,000	△ 10,000
16) 会 議 費	810,000	1,580,000	△ 770,000
17) 賃 借 料	12,842,000	12,733,000	109,000
18) 施 設 維 持 費	706,000	697,000	9,000
19) 通 信 運 搬 費	2,900,000	2,650,000	250,000
20) 光 熱 水 料 費	561,000	601,000	△ 40,000
21) 消 耗 品 費	1,283,800	1,280,000	3,800
22) 図 書 費	27,000	27,000	0
23) 修 繕 費	35,000	35,000	0
24) 交 際 費	189,000	189,000	0
25) 旅 費 交 通 費	30,000	30,000	0
26) 雑 費	300,000	300,000	0

(単位 ; 円)

勘 定 科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
2. 管 理 費	( 31,867,000 )	( 31,417,000 )	( 450,000 )
1) 役 員 報 酬	11,654,400	11,654,400	0
2) 確 定 拠 出 年 金 掛 金	345,600	345,600	0
3) 給 料 手 当	13,600,000	13,250,000	350,000
4) 法 定 福 利 費	3,670,000	3,590,000	80,000
5) 厚 生 費	685,000	679,000	6,000
6) 会 議 費	140,000	140,000	0
7) 賃 借 料	1,428,000	1,415,000	13,000
8) 施 設 維 持 費	68,000	67,000	1,000
9) 通 信 運 搬 費	54,000	54,000	0
10) 光 熱 水 料 費	66,000	66,000	0
11) 消 耗 品 費	108,000	108,000	0
12) 図 書 費	5,000	5,000	0
13) 修 繕 費	7,000	7,000	0
14) 交 際 費	14,000	14,000	0
15) 旅 費 交 通 費	7,000	7,000	0
16) 雑 費	15,000	15,000	0
3. 引 当 預 金 支 出	( 9,096,000 )	( 9,152,000 )	( △ 56,000 )
1) 退 職 給 与 引 当 預 金	9,096,000	9,152,000	△ 56,000
4. そ の 他 の 支 出	( 1,740,000 )	( 1,551,000 )	( 189,000 )
1) 特 定 退 職 金 共 済 掛 金	1,740,000	1,551,000	189,000
当 期 支 出 合 計	254,157,800	287,549,000	△ 33,391,200

(注) 1. 借入金限度額 30,000,000円  
2. 債務負担額 3,000,000円